

## 時給制契約社員のスキル評価未実施による精算

### 1 概要

2020年1月、長野東郵便局において時給制契約社員のスキル評価未実施による基本給等の精算が発生した。それを受けて、管内の単独マネジメント局あてに時給制契約社員のスキル評価実施状況について調査したところ、長岡郵便局、柏崎郵便局及び豊栄郵便局において、時給制契約社員のスキル評価を実施していなかったことが発覚したため、基本給、割増賃金及び臨時手当等について、追給精算を実施する。

### 2 発生状況等

#### <長岡郵便局>

2017年5月、新潟局への地域区分業務移管に伴い即戦力となるOBへの雇用の要請を行ったところ、65歳以上の方から申し込みがあった。雇用にあたり、「満65歳以上に達した日以降の新たな更新は行わない」と就業規則にあることから、スキル評価は不要と思い込み、雇用単価も最低賃金を下回らなければ問題ないと判断した。その後、満65歳以上で雇用契約更新をした他社員についても同様の取扱いを行い、スキル評価が未実施となっていた。

#### <柏崎郵便局>

当初、年賀区分のアルバイトとして雇用した社員について、集配社員の要員不足から引続き道順組立応援要員の時給制契約社員として雇用を続けた。スキル評価実施の際、当該社員から「要員不足が解消し次第退職させてもらいたいため」「お金に困っているわけではないから」という理由によりスキル評価を辞退されたため、雇用単価も最低賃金を上回っており、本人の意向を無視してまで実施することもないと判断し、スキル評価が未実施となっていた。

#### <豊栄郵便局>

総務部において時給制契約社員を2019年5月22日に新規雇用したが、スキル評価の実施要件を本来「採用後2ヶ月経過した場合」のところ、「採用後3ヶ月経過した場合」と誤認識し、同年8月1日に実施すべきスキル評価が未実施となった。

### 3 精算概要

#### (1) 対象者(時給制契約社員)

長岡郵便局総務部……………1名  
    "    郵便部……………3名  
    "    第一集配営業部……………3名  
柏崎郵便局集配営業部……………1名

※ 豊栄郵便局については、対象社員について遡ってスキル評価を実施させたところ、基礎評価給無、資格給習熟度C無となり、新規採用時の単価から変動がないため、精算は発生しません。

#### (2) 精算期間

長岡郵便局…2017年5月～2020年6月  
柏崎郵便局…2018年12月～2020年5月

(3) 精算金額

長岡郵便局…1,746,324円

柏崎郵便局…131,807円

合計 1,878,131円 (追給)

(4) 精算時期

2020年8月月例給与で精算予定

4 再発防止策

<長岡郵便局>

- ・自局で作成した時給制契約社員のリストにより、採用日等を確認し、スキル評価実施の有無を採用時の稟議書と突合しリストにマーカーでチェックする。
- ・そのリストに基づき作成した「スキルアップシート」によりスキル評価を実施し、実施後、非正規社員管理システムへの登録を行い、登録画面と「スキル認定書」とを突合する。
- ・最低賃金改定による単価改定時、前述の時給制契約社員リストと最低賃金改定後の基本給が記載された辞令簿を突合し、リストにマーカーでチェックする。

<柏崎郵便局・豊栄郵便局>

- ・今回の事案を各部担当者に周知させるとともに、スキル評価実施対象者に対しては、支社で作成した「期間雇用社員評価マニュアル」に基づきスキル評価を必ず実施するよう、支社評価・給与担当から管理者に対して指導する。